

不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)の概要 ～優良誤認の場合～

不当な顧客誘引の防止が目的

- ・不当な表示の禁止(第四条)
- ・過大な景品類の提供の禁止

○優良誤認表示(第四条第1項第一号)

実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示
(例)国産有名ブランド牛の肉であるかのように表示していたが、実際には国産有名ブランド牛ではない国産牛肉だった。

上記に違反し、表示を行った場合

都道府県知事

内閣総理大臣(消費者庁長官)

○都道府県知事の指示(第七条)

※行政指導

規定に違反する行為があると認めるときは、当該事業者に対し、必要な事項を指示することができる。

○措置命令(第六条)※行政処分

規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、必要な事項を命ずることができる。

調査

○合理的な根拠を示す書類の提出(第四条第2項)

第四条第1項第一号に該当するか否かを判断する必要があるときは、事業者に対し合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。資料の提出がない場合は、第六条の適用における第四条第1項第一号に規定する表示とみなす。

○報告の徴収及び立入検査等(第九条第1項)

第六条の命令を行うため必要があると認めるときは、関係書類その他物件の提出命令や、事業所等への立ち入り検査を行うことができる。

○報告の徴収及び立入検査等(第九条第2項)

第七条の指示を行うため必要があると認めるときは、関係書類その他物件の提出命令や、事業所等への立ち入り検査を行うことができる。

○罰則(第十七条)

以下の行為を行った者は50万円以下の罰金に処される。
・報告、物件の提出をしない。

・虚偽の報告、物件の提出

・検査の拒否、妨げ、忌避

・質問への無回答、虚偽の答弁

○罰則(第十六条)

以下の行為を行った者は一年以下の懲役または300万円以下の罰金に処される。
・報告、物件の提出をしない。・虚偽の報告、物件の提出

・検査の拒否、妨げ、忌避・質問への無回答、虚偽の答弁

事業者への指示の実施

○内閣総理大臣への措置請求(第八条)

事業者が指示に従わず、違反行為の防止のため必要があると認めるときは、内閣総理大臣(消費者庁長官に権限委任)に対し適切な措置をとるよう求めることができる。

弁明の機会の付与

事業者への措置命令の実施

不服申し立て

確定

○罰則(第十五条第1項)

第六条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処される。